

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和 2年 3月

日本交通株式会社（京都市）

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Act の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：前年度（H29.11.21～H30.11.20）

今年度（H30.11.21～R 1.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間375万km当り2件以内（所属毎）とすることにした。

・達成状況

年間走行キロ 375万km当り 2.87件で目標達成に至らなかった。

（2）来年度の目標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

②バックカメラ導入の検討を行う。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（期間：平成31年1月1日から令和 元年12月31日まで）

*タクシー部門

なし

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分

なし

以上